

令和6年度(2024年度) 熊谷市日本脳炎予防接種特例措置年齢別対応表

令和6年3月作成

年齢	生年月日	取り扱い等
20歳	平成16年4月2日～平成17年4月1日生 (20歳の誕生日の前日まで対象)	【平成16年4月2日～平成19年4月1日生】 ① 第1期：～20歳未満 ② 第2期：9歳～20歳未満 第1期・第2期の未接種分を20歳未満まで定期接種として接種可能。
19歳	平成17年4月2日～平成18年4月1日生	
18歳(高3)	平成18年4月2日～平成19年4月1日生	

日本脳炎予防接種(特例措置対象者)の接種方法・接種回数

(令和6年度)

特例対象者

平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ

平成17～21年度の間、積極的勧奨差し控えの影響により第1期(3歳～7歳半に至るまでに3回接種)、第2期(9～13歳未満に1回接種)が完了していない場合、定期接種期間が延長され、20歳未満まで接種可能の特例措置が設けられています。
接種方法については下表を参考にしてください。

今までに接種した回数	これから接種する回数	実施対象年齢	接種方法
0回	4回	～20歳未満	 6～28日  6か月以上(標準的には1年)  ※1期終了から6日以上 
1回	3回		 6日以上  ※1期終了から6日以上 
2回	2回		 ※6日以上 
3回	1回		
4回	0回	9歳～20歳未満	接種終了

※ 第1期終了後、6日以上の間隔をおけば接種可能ですが、接種間隔については、接種医とよく相談してください。